

工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領

平成31年3月29日決裁
改正 令和4年3月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13に規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき工事の最低制限価格の算出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 工事の請負契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別(当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等(以下「設計書等」という。)に係る工事の種別をいう。)に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 土木工事 次に掲げる額の合算額(スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額)
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
 - (2) 建築工事及び設備その他工事 次に掲げる額の合算額(スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額)
 - ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

最低制限価格の算定方法及び端数の取扱いについて

平成31年4月1日

改正 令和4年4月1日

- 工事及び業務委託の入札時に設定する最低制限価格について、算定方法及び端数の取扱いについては以下のとおりとする。

1 算定方法及び端数の取扱い方法

- (1) 下の表の各区分における①から④の合算額（千円未満の端数がある場合は切り捨て）に消費税相当額を加算した額を最低制限価格とする。
- (2) ①から④の各項目の算出の時点で、一円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- (3) 下限値又は上限値（工事：75%又は92%、業務：60%又は82%及び2/3又は85%）を使用する場合は、千円未満の端数の切り捨ては行わない。
- (4) 複数の内容が含まれる業務については、区分ごとの算定結果（それぞれ端数処理）の合算額に消費税を加算した額を最低制限価格とする。

区分	①	②	③	④
土木工事	直接工事費 × 0.97	共通仮設費 × 0.9	現場管理費 × 0.9	一般管理費等 × 0.68
建築工事、 設備工事	(直接工事費 × 0.9) × 0.97	共通仮設費 × 0.9	(現場管理費 + 直接工事費 × 0.1) × 0.9	一般管理費等 × 0.68
建設コンサルタ ント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.48
建築（設備）設計 業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 0.6	諸経費 × 0.6
補償コンサルタ ント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.45
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 0.48	—
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 0.9	解析等調査業務 費 × 0.8	諸経費 × 0.48

2 適用日

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札通知を行う工事及び業務委託から適用する。